

片品村

令和8年4月時点

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	片品村出産祝金支給事業 対象者：第3子以上の子を出産し、その子を養育する父又は母 ・ 出生日より1年以上前から本村に居住していること ・ 村税等に滞納がないこと 内 容：第3子以上の出産に際し誕生を祝い、出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより出産を奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。 ○祝金の額は支給対象児1人につき30万円とする。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	片品村給食費無償化制度 対象者：村内小中学校に在籍している児童または生徒 内 容：子育て支援の一環として、子育て世代の保護者の負担を軽減するため、給食費の無償化を実施。 問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144
	片品村保育料補助制度 対象者：片品保育所に児童を入所している保護者 内 容：子育て中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2歳の誕生日の翌月以降保育料無料となりました（平成25年4月～） 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	片品保育所完全給食の無償化事業 対象者：片品保育所に入所している児童 内 容：片品保育所で提供している給食(主食・副食)を全年齢児に無償で提供 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	チャイルドシート購入補助制度 対象者：片品村内に住所がある方で、1歳未満の乳児がいる方 内 容：チャイルドシートの購入を1万円上限で補助する制度。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2115
	片品村不妊治療費又は不育治療費助成事業 対象者：・ 不妊治療又は不育治療をしている法律上の婚姻関係にあるご夫婦 ・ 申請日の1年以上前から片品村に住所を有する者 ・ 医療保険加入者 ・ 村税等の滞納のない者 内 容：当該年度の不妊治療又は不育治療に要する本人負担額(国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金銭の給付を受けることができる場合は、不妊治療又は不育治療費用の額から給付される額を控除した額)の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。 問合せ：《子育て世代包括支援センター》 TEL：0278-58-2142
	路線バス利用補助制度（片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金、片品村内路線バス運賃補助） 対象者：（1）片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方 （2）片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者 内 容：（1）定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所～尾瀬高校前停留所の定期運賃です。 （2）運賃補助する制度。片品村内のバス停留所～尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料で利用できます。 問合せ：《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	片品村インフルエンザ予防接種費用補助事業
	対象者：生後6か月以上中学3年生以下乳幼児、児童又は生徒の保護者 内 容：生後6か月以上中学3年生以下の方が受ける季節性インフルエンザ予防接種の費用を一部補助します。保健福祉課から配布された予診票を使用し接種した場合に、1人1回上限4000円を助成します。接種費用が4000円を下回った場合には実際に支払った額を助成します。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2118
	片品村任意予防接種費用助成事業（風しん）
	対象者：次の両方に該当する者 ・妊娠を希望している女性及びその配偶者もしくは内縁関係にある者、または現在妊娠している女性の配偶者もしくは内縁関係にある者 ・風しん予防接種を過去に2回受けたことのない者 内 容：保健福祉課から配布された予診票を使用し、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR）または乾燥弱毒生風しんワクチン（単抗原）を接種した場合に1人1回上限5,000円を助成する 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2118
	片品村任意予防接種費用助成事業（おたふくかぜ）
	対象者：次のいずれかに該当する者 ・1回目 1歳以上2歳未満の者 ・2回目 5歳以上7歳未満の者であって、幼稚園の年長児に該当する年齢の者 内 容：保健福祉課から配布された予診票を使用し、おたふくかぜワクチンを接種した場合に各1回上限6,000円を助成する。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0278-58-2118
	教育ローン利用者に対する利子に対する補助制度
	対象者：国内に所在する文部科学省認可の短期大学以上の学校に入学又は在学する学生 内 容：大学や短大、専門学校等へ通うために村内金融機関が扱う教育ローンにより融資を受けて発生する利子分に対して補助金を交付する。 問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144
	片品村高等学校等通学者補助
	対象者：学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（3年次以下限る。）、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程に通学する者をもつ保護者で片品村に住所を有している者。 内 容：一人あたり年額12万円（補助対象期間は、入学から3年間を上限とする） 問合せ：《教育委員会事務局》 TEL：0278-58-2144

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	片品村空き家&仕事バンク 対象者： 村内で空き家または仕事を探している方 内 容： 片品村の空き家物件・仕事情報を村内外の方に知っていただくため、物件・情報サイトの開設。 問合せ： 《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112
	片品村定住促進家賃補助 対象者： ○補助対象者・対象外 本村に定住し借家等を借り上げ（親族が管理する借家は除く）家賃を支払う45歳以下の者（世帯主）。ただし、永住を前提に本村に住所を移してから3年未満で45歳以下の者（世帯主）。 対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等 ※定住→住民基本台帳に登録（外国人登録を含む）し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者（事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除く） 内 容： 予算の範囲内において補助金を交付する。 ○補助金の額及び交付期間 1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額（1万円を超える場合は1万円）とする。ただし算出した1ヶ月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は36ヶ月を限度とする。 問合せ： 《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112
	片品村空き家バンク等活用促進事業補助金 対象者： 空き家等の購入者であり、3年以上本村に住所を有し生活基盤をおくこと。本村の住民基本台帳に登録する者または、申請時点で転入者であること。補助対象者及び世帯全員が公租公課の完納をしていること。所有者と3親等以内の親族でないこと。以上全ての要件を満たしている者。 内 容： 空き家等の有効活用による村内への定住促進を図るため、空き家バンク制度を活用して定住する者に対し交付するもの。（上限100万円（若年夫婦200万円）） ○対象経費：空き屋等の購入代金及び増築、改修工事又は修繕に要した経費（10分の2以内） 問合せ： 《むらづくり観光課》 TEL：0278-58-2112
住宅支援	片品村住宅新築改修等補助制度 対象者： ・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である ・施行業者は、片品村内に本社・本店を有する。 ・工事費用が20万円以上である。 ・併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。 ・令和7年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。 内 容： 村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみなさんが自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。 ○補助の額 ・工事費（消費税除く。）10%以内で20万円を限度とする。 問合せ： 《農林建設課》 TEL：0278-58-2113

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	片品村起業支援事業補助金 内 容：各種経費の補助 ・事業所開設支援事業（事業所等開設に要する経費） 村内雇用者無し：2分の1以内 600,000円 村内雇用者有り：2分の1以内 900,000円 ・事業所等賃借事業（事業所等の賃借に要する経費） 村内雇用者無し：2分の1以内 月額50,000円 村内雇用者有り：2分の1以内 月額75,000円 対象期間：事業開始日から12ヵ月以内 ・雇用促進事業（事業所等の雇用促進を目的とする経費） 10分の10以内 月額月額75,000円 対象期間：事業開始日から12ヵ月以内 問合せ：《むらづくり観光課》 Tel：0278-58-2112
	片品村定住促進のための就学資金返済支援補助金 対象者： ・大学等を卒業後に本村に定住し、申請時点において就労後1年以上経過した者 ・村税等の滞納がなく利息及び元金の返済をしている者 ・申請時点で満年齢が30歳以下の者 内 容：大学等を卒業又は修了した者で、卒業後に片品村へ定住し就学のために片品村奨学金の貸与又は金融機関の教育ローンを借入れていた者に対して交付する。 補助金の額：交付申請する前年度に返済した就学資金のうち、補助率3分の2（上限30万円） 問合せ：《むらづくり観光課》 Tel：0278-58-2112 かたしな移住体験補助金 対象者： ・村への移住（転勤または結婚による転入を除く。）を検討している方 ・村内の宿泊施設に3連泊以上する方 ・住民票所在地が片品村外である方 ・過去に本補助金の交付を受けたことがない方 ・滞在期間中に村の担当職員と面談が可能な方 ・村のアンケート等調査に協力が可能な方 ・補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方 内 容：移住促進を目的として、村の自然・風土・日常生活等を体験するために 村内宿泊施設へ3連泊以上滞在した移住希望者へ、その滞中に要した宿泊経費の一部を補助する。 補助金の額：1人あたり10,000円(上限1世帯あたり40,000円) 問合せ：《むらづくり観光課》 Tel：0278-58-2112